

令和5年10月5日

## 募集要項に関する変更

「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」に係る募集要項（令和5年7月）について、以下のとおり変更します。

### 【新旧対照表】

質問 No.	タイトル	頁	対応箇所	変更前	変更後
16	見積上限価格	5	第2章 2.10	金 2,425,196,400 円	金 2,425,196,400 円 <u>(税抜価格 2,204,724,000 円、消費税および地方 消費税額 220,472,400 円)</u>

令和5年10月5日

## 要求水準書に関する変更

「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」に係る要求水準書（令和5年7月）について、以下のとおり変更します。

### 【新旧対照表】

質問 No.	タイトル	頁	対応箇所	変更前	変更後
43	(工区6) 図面		位置図	別紙「(工区6)南部水源地送水管図面」 のとおり	別紙「(工区6)南部水源地送水管図面 (変更 版)」のとおり

令和5年10月5日

## 提出書類作成要領及び様式集に関する変更

「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」に係る提出書類作成要領及び様式集（令和5年7月）について、以下のとおり変更します。

### 【新旧対照表】

質問 No.	タイトル	頁	対応箇所	変更前		変更後	
2	提出書類 見積金額計算 書 様式Ⅲ-4	2	2 (2)	提出書類	様式	提出書類	様式
				提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1	提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1
				提案書類提言書	様式Ⅲ-2	提案書類提言書	様式Ⅲ-2
				見積書	様式Ⅲ-3	見積書	様式Ⅲ-3
				見積金額計算書	様式Ⅲ-4	(削除)	(削除)

令和5年10月5日

## 事業契約書（案）に関する変更

「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」に係る事業契約書（案）について、以下のとおり変更します。

### 【新旧対照表】

質問 No.	タイトル	頁	対応箇所	変更前	変更後
4	部分払い	15	第6章 第49条 第1項	ただし、この請求は、前払金を請求する場合はできないものとし、事業期間中において、単年度ごとに1回とする。	ただし、この請求は、 <u>中間前払金</u> を請求する場合はできないものとし、事業期間中において、単年度ごとに1回とする。
9	部分引渡し	16	第6章 第51条	1（省略）、第44条及び <u>第47条第4項</u> 中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「本件工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項の規定により準用される <u>第47条第4項</u> の規定により請求することができる部分引渡しに係る対価の額は、次の式により算定する。	1（省略）、第44条及び <u>第47条第3項</u> 中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「本件工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項の規定により準用される <u>第47条第3項</u> の規定により請求することができる部分引渡しに係る対価の額は、次の式により算定する。
10	契約が解除された場合等の違約金	18	第7章 第54条 第1項	次の各号の場合に応じて各号記載の額の <u>10分の3</u> に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。	次の各号の場合に応じて各号記載の額の <u>10分の1</u> に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

19	不可抗力による増加費用又は損害の負担	37	別紙5 1.	事業期間中に不可抗力により事業者が増加費用又は損害が生じた場合、別紙3記載の委託料及び請負代金の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。	事業期間中に不可抗力により事業者が増加費用又は損害が生じた場合(2に規定する場合を除く)、別紙3記載の委託料及び請負代金の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。
----	--------------------	----	-----------	--	---